

(事業者の概要)

第1条 本件集は、次の事業者（以下当社という）が実施する。

「名称」 鈴蘭株式会社
「代表者」 代表取締役 塚越 実
「所在地」 茨城県稲敷郡阿見町小池1631-4
「研修事業担当者」 塚越 英樹
「事業者の名称」 鈴蘭学院
「事業者の所在地」 茨城県稲敷郡阿見町うずら野2丁目6-11石塚テナントⅡ103

(事業の目的・理念)

第2条 高齢社会の中で福祉サービスに携わる人材の育成が求められている。当社は、①守秘義務②時間厳守③傾聴④服装・態度⑤約束を守る⑥言葉遣い⑦忘れ物をしない⑧提出物の徹底⑨健康管理⑩気づき⑪連絡と報告⑫記録の大切さ⑬法令遵守を基本的心得とする通所介護事業所であり、特に介護を必要とする高齢者や障害を持つ方々が安心してより良い自立生活ができるように援助する質の高い介護職員の要請が必要とされているため本研修を実施する。

(初任者研修の名称)

第3条 名称は次の通りとする。
介護職員初任者研修講座 鈴蘭学院

(実施課程及び方式)

第4条 前条の目的を達成する為、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。
介護職員初任者研修（通学方式）

(研修実施場所)

第5条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は次の通りとする。
〒300-0341 茨城県稲敷郡阿見町うずら野2丁目6-11 石塚テナントⅡ 103

(研修期間)

第6条 平成28年度の研修期間は、別紙研修カリキュラムの通りとする。
平日～土・日・祝日 但し12/25～1/3は休日とする。

(受講対象者及び定員)

第7条 受講対象者、年齢15歳以上の者とする。受講定員は毎回15名とする。

(研修カリキュラム及び担当講師名)

第7条 研修を終了するために履修しなければならないカリキュラム及び担当する講師は別紙1の通りとする。但し講師の都合により変更になる場合がある。

(実習施設)

第9条 実習は実施しないものとする。

(研修参加費用)

第10条

(1) 研修参加費用は原則として次の通りとする。但し、受講申し込み後の返金は行わないものとする。

内訳	金額 (税込)	納付方法	納付期限
受講料	100,000円	一括～2分割納入	受講開始前日迄
テキスト代	6,995円 (税込)		
教材費	300円		

(研修終了の認定方法)

第11条 終了認定は、学則に記載された条項に違反せず、第8条に定めるカリキュラムを全て履修し、終了試験に合格した者を終了と認める。尚、カリキュラム「こころとからだの仕組みと生活援助技術」内において、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活援助技術の習得状況の評価を、実技試験も併せた方法により実施する。評価は「A (90点以上)」「B (89～80点) 以上」「C (79～70点以上)」「D (69点以下)」の4段階とし、A～Cを合格、Dは不合格とし再試験を受験するものとする。

(科目の免除)

第12条 科目免除は認めないものとする。

(研修欠席者に対する取り扱い)

第13条 遅刻に関しては、理由の如何にかかわらず認められない。但し、電車遅延については、公共機関発行の遅延届の提出のより研修開始から10分までは認める。また、やむを得ず欠席する場合、事前事後ともに「欠席届」を提出する。遅延証明書がない場合は電車遅延と認めないこととする。

(補講について)

第14条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を終了した者とみなす。ただし、補講の上限は総時間数の1割までとする。補講にかかる受講料等については、「講義1日につき3,000円」とする。また、補講の実施は当社において実施するものとする。

(修了証書等の交付)

第15条 第11条により終了を認定された者は、当社において茨城県介護職員初任者研修事業実施事務取扱要綱様式8に規定する終了証明書及び終了証明書(携帯用)を交付する。

① 受講者は、鈴蘭株式会社より直接手渡しで受け取るものとする。

(修了者管理の方法)

第16条 ① 修了者は修了者台帳に記載し、茨城県で指定された様式に基づき知事に報告する。
② 終了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。尚、再発行依頼の際には依頼者は再発行申請書とともに下記も提出するものとする。

(1) 再発行手続きには身分証明書のコピー

(2) 講習時より住所が変更になった場合は住民票の写し

(受講者の本人確認の方法)

第17条 受講申し込み受付の際に、下記により本人確認を行うものとする。

- ・ 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出
- ・ 住民基本台帳カードの提出
- ・ 健康保険証の提出
- ・ 運転免許証の提出
- ・ パスポートの提出
- ・ 年金手帳の提出
- ・ 国家資格を有する者については、免許証または登録証の提出

(使用教材)

第18条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

介護職員初任者研修テキスト、一般財団法人 長寿社会開発センター

*テキストは申し込み時に鈴蘭株式会社より購入するものとし、同テキストであった場合においても、他者からの貸与、他社での購入テキストでの受講はできないものとする。

(募集手続き)

第19条 募集手続きは次のとおりとする。

- ① 当社指定の申し込み用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申し込み受付は終了する。
- ② 受講生の決定後、受講決定通知書を受講生あてに通知する。
- ③ 受講決定通知書を受け取った受講生は、指定の期日までに受講料等を納付する。
- ④ 当社は受講料等の納付を確認した後、教材を送付する。

(受講の取り消し)

第20条 次の各号に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- ① 受講相談・申し込み時のほか、受講中においても、受講適否に関する当社のひつお湯名照会に対して虚偽答弁や回答を拒否したとき。
- ② 本研修あるいは当社の名義を毀損し、または秩序を乱したとき。
- ③ 故意に当社の施設・設備あるいは実習先の施設・設備等を毀損したとき。
- ④ 受講証他人に貸与し、貸与を受けた者が本研修を受講したとき。
- ⑤ 感染症にかかっている者（尚、感染症の疑いがある場合は診断書の提出等により非感染症があきらかになるまで、受講を中断して頂く場合がある）
- ⑥ 講義・実習の進行を妨げるなど、他の実習生の受講・実習の迷惑になる行為を行い、あるいは講師・職員の指示に従わず、改善が認められないと当社が判断したとき。
- ⑦ 疾病等により当社が定める学習期間内に終了できないとき。
- ⑧ やむを得ず定められた学習期間内に全ての科目を終了出来なかったとき。
- ⑨ 受講者が受講途中に妊娠した場合は受講・実習ともに中止とし、受講除籍とする。
- ⑩ 受講者は受講・実習ともに中止とするが、診断書とともに学習期間延長届けを提出し、学習期間を延長することができるものとする。
- ⑪ 受講者が受講途中に、けが、疾病等になり、受講ができなくなった場合、学習期間の延長は認めることはできないものとする。
- ⑫ 受講申込後、通常の介護職員業務の進行に支障を満たすと認められる心身の疾患が判明したとき。
- ⑬ 本規定に定める診断書の提出に応じなかったときの他、その他処分を相当とする行為があり当社がそれを決定したとき。

尚、上記理由により除籍となった場合は、一切の保障・返金は行わないものとする。また感染症の疾病を有するなど身体状況と照らし、受講状況に耐え得る事が難しいと当社が判断した場合はその判断のために診断書の提出を求める場合がある。

(その他留意事項)

第21条 研修事業実施に当たり、次の通り必要な措置を講じることとする。

①研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応窓口 鈴蘭株式会社 TEL029-886-8451

②事業実施により、知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

③受講者等が受講中に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の講義を行う。

(施行細則)

第22条 この学則に必要な催促並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認めるときは、当社がこれを定める。

(附則)

第1条 この学則は平成28年8月20日からとする。